当技術分野の普及拡大方策について

1. 当技術分野の普及拡大に向けての基本方針(案)

当技術分野の普及拡大に向けての基本方針(案)は、以下のとおりとする。

- (1)環境省、実証運営機関、実証機関によるPRの拡充を検討し、少ない資源を効率的に活用した戦略的なPRの実施を目指す。
- (2)地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システムに関連した他施策との体系的・有機的な連携の方向性を検討し、実証申請に対するインセンティブの強化を図る。

2. PRの拡充に関する具体的な対応(例)

(1)平成23年度事業における取組

平成23年度事業におけるPRに関する取組とその役割分担を、表1に示す。 現状、環境省・実証運営機関・実証機関の分担の下、表1に示す6種類の取組が行われている。

表1 平成23年度事業におけるPRに関する取組とその役割分担

DD/ヶ間・ナス形を	役割分担**2		
PRに関する取組	環境省	実証運営機関	実証機関
①実証試験結果報告書及びその概要冊子の 作成、公表	0	Δ	0
②環境技術実証事業ウェブサイト及び実証試 験結果一覧表の構築、公表	0	Δ	Δ
③個別ロゴマークの策定・交付、使用上の遵守事項等の規定	0	Δ	
④環境技術実証事業リーフレットの作成・公 表	0		
⑤事業に関する報道発表	0	0	0
⑥環境関連イベント等への出展	0		0

- ※1 記号の凡例 ○: 主担当 △: 副担当
- ※2 上記の役割分担はあくまで平成23年度時点でのものであり、次年度以降、変更される可能性がある。

(2)PR上の課題とそれに対する対応(例)

現状のPRにおける課題と、それに対する対応(例)を表2に示す。

表2 PR上の課題とそれに対する対応(例)

\rightarrow α	AZ I ILLVITABLE	1字 11 . 一	
区分	PRにおける課題	優先度	対応例
ター	・各種PRツールの利用実績が把握・分析さ	\circ	・環境技術実証事業全体として、利用実績の
ゲット	れていない。		把握・分析の可能性を検討する。
	実証申請の経験があるヒートポンプメーカ		・実証申請未経験者の新規開拓を図る。特に
	ーの製品は概ね実証済となりつつあり、既		設計・施工業者、サーマルレスポンス業者等
	存事業者への働きかけのみでは継続的に	0	を含めた多角的な働きかけを検討する。
	実証対象技術数を確保できない。		
	・下水熱利用事業者からの実証申請がな		・下水熱利用事業者からの実証申請拡大に向
	V.	_	けた働きかけを実施する。具体的な方策検討
		0	のため、今後、国土交通省下水道企画課へ
			のヒアリングを行う。
	・他の技術分野との連携が不十分である。		・環境技術実証事業全体として、共同の報道
	「他の技術分野との連携が下十分である。	0	
DD			発表や勧誘活動等を行えるよう、工夫する。
PR	・実証試験結果報告書等が、消費者・ユー		・消費者・ユーザー向け資料として実証冊子を
内容	ザーにとってわかりやすいものになってい		位置付け、実証冊子の読みやすさの改善を
	ない。	0	図る。
	・実証試験結果報告書を、国や地方公共団		
	体を中心とした販促活動により活用しやす		
	いものに改善していく必要がある。		
	・実証申請経験者の顔や声が見えにくい。		・フォローアップ調査結果等をもとに、事業者
	・実証申請者において、実証試験結果報告		の声や具体的な活用事例等を整理・公表す
	書・ロゴマーク・実証冊子等の効果的な活	0	る。
	用方法が共有されていない。		
	・具体的な手数料額が示された資料がない。		・後述する営業資料で、一元的に提示する。
	・実証申請者が果たすべき役割が実施要		DEC / STANKET / STANKET / STANKET
	領、実証試験要領に分かれて記述されて	0	
	おり、一元的に把握することができない。		
PR	・実証試験結果報告書等の公表が、実証申		・公募や実証試験、ロゴマーク交付・報告書公
時期	請者がPRしたいタイミングに合致していな	0	表等の手続に係る期間の短縮化を図る。
时刑			衣寺の子前に体の期間の短相信を図る。
DD	・事業者への勧誘活動に活用可能なツール		以再に内にて他の社後八田 l4 実施! 事業
PR		0	・必要に応じて他の技術分野とも連携し、事業
媒体	がない。		者向け営業資料を作成する。
	・環境省や個別の技術分野における継続的		・指摘の方向で検討する。
	な環境展示会への出展、シンポジウムの開	0	
	催等が望まれている。		
	・技術分野等の間で、環境技術実証事業ウ		・環境技術実証事業全体として、一定の指針
	ェブサイトの記載内容、わかりやすさ、デザ	\triangle	作成の可能性を検討する。
	イン等の違いが大きい。		
	・実証申請者ウェブサイト等との相互乗り入		・実証申請者ウェブサイト等との相互リンクや、
	れが進んでいない。	\triangle	実証申請者ロゴマークの掲載の可能性を検
			討する。
	・環境省の類似事業も含めて、使い勝手良く		・今後、対応可能性を検討する。
	検索できる(キーワード検索等)データベー	Δ	
	スがない。	_	
	・口コミ・風評情報が活用されていない。		・Facebook、Google+、YouTube 等の活用可能
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	\triangle	性を検討する。
PR方	・PRに関する実証申請者との連携が不十分		・報道発表前に実証申請者への通知等を行
法	である。	0	・
12	(\alpha \gamma' \delta \gamma' \del		
	ウオカキメンルを持ちったとといった		るようにする。
	・実証申請者が対外的なPRを行うための材	Δ	・環境技術実証事業全体として、優良事業者
	料の提供が不十分である。		の表彰等の対応可能性を検討する。

※「優先度」欄の凡例 ◎:優先度高 ○:優先度中 △:優先度低

3. 他施策との連携の方向性検討に関する具体的な対応(例)

(1)現状の関連施策

当技術分野の普及に向けた現状の取組について、消費者の購買決定プロセスを説明するモデルの一つである「AIDMA」(図1参照)、及び以下に定義する「情報的手法」、「経済的手法」、「規制的手法」の3区分で整理する。情報整理結果を表3、各取組の概要を参考資料3に示す。

○情報的手法: 製品・サービスに関する環境情報を開示し、消費者等が環境負荷

の少ない製品などを評価して選択できるようにする手法

○経済的手法: 税や補助金を用い市場メカニズムを活用して、対象とする主体の

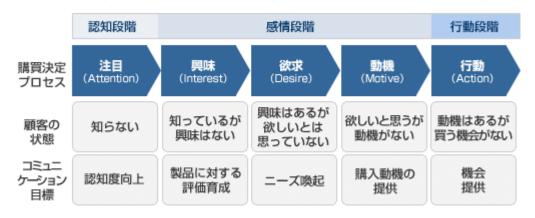
費用と便益に影響を与え、その行動を環境保全的なものに導く手

法

○規制的手法: 社会全体として最低限守るべき基準や達成すべき目標を示し、法

令に基づく統制的手段を用いて達成しようとする手法

購買決定プロセス「AIDMA」に応じたコミュニケーション目標



(出典; http://gms.globis.co.jp/dic/00346.php)

図1「AIDMA」の概要

表3 当技術分野の普及に向けた現状の取組

区分		取組の名称等 (実施主体)	取組の概要	
A 情報的 (注目) 手法		シンポジウム・セミナー(青森県、長野県)	・あおもり地中熱シンポジウム(H23) ・地下熱等利用システム普及促進セミナー(H21) ・学校における新エネルギー活用ガイドブック(H20)	
		パンフレット・ガイドブック(文部科学省、N EDO、(社)日本冷凍 空調工業会)	・	
I	I 情報的 (興味) 手法	環境技術実証事業 (環境省)	環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証	
(興味)		クールシティ推進事 業(環境省)	・地下水・地盤・地下熱環境の影響評価等のとりまとめ・「地中熱利用にあたってガイドライン」の策定	

区分		取組の名称等 (実施主体)	取組の概要
			※H24 は「地中熱利用の普及のための手引き(仮称)」 の作成を計画
		チャレンジ 25 地域づくり事業(環境省)	地域のCO2排出量 25%削減に効果的な取組を推進し、地域の活性化を図るとともに、環境負荷の小さい地域づくりを実現するための事業を支援(「実証事業」として、CO2削減効果の実証事業を委託)
		CASBEE(国土交通 省支援)	建築環境の性能を総合的に評価するためのツール (地中熱利用は評価基準の一つ)
		表彰(国土交通省後 援)	ハウス・オブ・ザ・イヤー・イン・エレクトリック(H22 は開催中止)
		緑の分権改革推進事 業(群馬県、栃木県、 青森県等)	利用可能量調査(地下情報に関する基礎データの整備)、実証調査等
	経済的手法	税制優遇(経済産業省)	・エネルギー需給構造改革推進投資促進税制(エネ 革税制、H24年3月まで延長)・グリーン投資減税(H23年6月から適用)
		助成金(環境省、経済産業省等)	・小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業 (環境省)・再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業、 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業(経済産業省)
D(欲		融資(日本政策金融公庫)	環境・エネルギー対策資金(設備導入への融資)
求)·M (動機)		J-VER(環境省)、 国内クレジット制度 (経済産業省)	方法論の制定(J-VER:1種類、国内クレジット制度: 4種類)
		エコ・アクション・ポイ ント(環境省)	環境配慮型商品・サービスの購入・利用等の環境配慮行動を行った場合に、様々な商品等に交換できるポイントが貯まるプログラム(地中熱利用は対象エコアクションの一つ)
	規制的手法	都市再生特別措置法	下水熱利用の規制緩和
		建築物環境計画書制度(東京都等)	環境配慮の取組を示した届出を計画時・完了時に提出することを義務づけ(地中熱利用は評価基準の一つ)
A (行動)	情報的 手法	ビジネスマッチング (北海道経済産業局 等)	省エネ・新エネマッチング会(H23)
(行動)	規制的 手法	新エネルギービジョン (岩手県等)	導入目標の設定(H22)

(2) 当技術分野との連携の方向性(例)

上記(1)で整理した各関連施策に関して、当技術分野との連携の方向性(例)を表 4に示す。 なお、連携の方向性(例)には合わせて、「当技術分野の普及拡大に向けた意義」 の観点から優先順位を付したが、現段階ではいずれも実証運営機関の案であり、今 後、実現可能性等の精査を行っていくこととする。

表4 当技術分野との連携の方向性(例)

表4 当技術分野との連携の方向性(例)			
区分		関連施策	当技術分野との連携の方向性(例)
A (注目)	情報的 手法	シンポジウム・セミナー	△会場にて実証冊子等を配布する △実施自治体や講演を行った事業者に対し、実証冊子 等を送付する ・・・
		パンフレット・ ガイドブック	△次回改訂時に当技術分野の紹介を依頼する △関連ウェブサイトとの相互リンク等を行う ・・・
I (興味)	情報的手法	クールシティ 推 進 事 業 (環境省)	△左記採択事業の評価結果について、当技術分野における既存データとして活用可能か検討する ◎共同のデータベースの開発を検討する ◎「地中熱利用にあたってガイドライン」や、「地中熱利用の普及のための手引き(仮称)」において、当技術分野の紹介を依頼する ○関連ウェブサイトとの相互リンク等を行う ○環境関連イベント等への共同出展を行う・・・・
		チャレンジ 25地域づくり 事業(環境 省)	◎共同のデータベースの開発を検討する○勧誘活動における連携可能性を検討する○関連ウェブサイトとの相互リンク等を行う○環境関連イベント等への共同出展を行う・・・・
		CASBEE (国土交通 省支援)	◎当技術分野における実証方法や実証試験結果等の活用を提案する(現段階では、クール&ヒートチューブ等が採用されていれば評価アップ)○関連ウェブサイトとの相互リンク等を行う・・・
		表彰	△共同の表彰イベント等の開催可能性を検討する ・・・
		緑の分権改 革推進事業 (総務省)	△実施自治体に対し、実証冊子等を送付する △関連ウェブサイトとの相互リンク等を行う ・・・
D(欲 求)·M (動機)	経済的 手法	税制優遇	△実証済技術や優良事業に対する優遇 ○説明会にて実証冊子等を配布する ○関連ウェブサイトとの相互リンク等を行う ・・・
		助成金	◎実証申請における技術開発への助成金の活用可能性を検討する◎実証済技術の導入に対する助成金の活用可能性を検討する

区分		関連施策	当技術分野との連携の方向性(例)
			◎助成金(特に環境省のもの)で開発された技術に対し、重点的な働きかけを行う○関連ウェブサイトとの相互リンク等を行う・・・
		融資	◎実証申請における政策融資の活用可能性を検討する◎実証済技術の導入に対する政策融資の活用可能性を検討する◎政策融資で開発された技術に対し、重点的な働きかけを行う○関連ウェブサイトとの相互リンク等を行う・・・
		J-VER(環 境省)、国内 クレジット制 度(経済産 業省)	◎方法論に対する当技術分野の実証方法や実証試験結果等の活用を提案する○関連ウェブサイトとの相互リンク等を行う・・・
	規制的手法	都市再生特別措置法	◎下水熱利用事業者からの実証申請拡大に向けた働きかけを行う○関連ウェブサイトとの相互リンク等を行う・・・
		建築物環境計画書制度	◎当技術分野における実証方法や実証試験結果等の活用を提案する(現段階では、地中熱交換井と水熱源ヒートポンプとを連携したシステム等が採用されていれば評価アップ)◎地中熱導入計画事業者に対し、個別勧誘を行う○説明会にて実証冊子等を配布する○関連ウェブサイトとの相互リンク等を行う・・・
	情報的 手法	ビジネスマッ チング	△ブース出展を行う △関連出展事業者に対し、個別勧誘を行う △相談コーナー等で実証冊子を配布する ・・・
A (行動)	規制的手法	新エネルギ ービジョン	◎自治体、公共事業等における優先導入または義務付けの可能性を検討する△地中熱等について言及している自治体に対し、実証冊子等を送付する△関連ウェブサイトとの相互リンク等を行う・・・

※「当技術分野との連携の方向性(例)」欄の凡例

- ◎: 当技術分野の普及拡大に向けた意義が大きいもの
- ○: 当技術分野の普及拡大に向けた意義が中程度のもの
- △: 当技術分野の普及拡大に向けた意義が小さいもの

なお、現段階ではいずれも実証運営機関(案)として優先順位を付したものであり、今後、 実現可能性等の精査を行っていくこととする。